

最高裁判所

第三小法廷

裁判長 環 昌 一 殿

昭和五十一年五月十九日、東京高裁が、マッド・アマノと白川義員の両氏の間で争われていた「モンタージュ写真」問題に関して下した判決について、美術評論家連盟は、慎重に検討した結果、この判決を支持することを、ここに声明する。

その理由は、次のとおりである。

- (1) マッド・アマノの作品は、現代美術で広く用いられているフォト・モンタージュの技法によって正当に創作された独自の著作物であり、複製でも、盗作でもない。
- (2) この作品は、カレンダーに使用された白川義員の無署名の写真の思想を批判し、それに異物を加えるのは最低限度にとどめ、大部分、その情景を転用することで正反対の効果を生んだ皮肉な諷刺作品であり、パロディであると認められる。
- (3) パロディの制作に当って、対象となる作品の作者に、許諾を得る必要がなく、作者名を表示する必要もなく、また、そうした滑稽な事例がないことも、東西美術の歴史に照らして明白であり、ここで転用が、適法な「自由利用」(フェア・ユーズ)であるとする判決は、芸術上の習慣・原則からも、妥当である。
- (4) 著作権は絶対に尊重されるべきであり、また、パロディに利用された作品の作者が反批判するのは自由であるが、芸術上において「自由利用」の領域を残すことは、必要であり、かりに対立が生じればあいにも、あくまで、思想上もしくは芸術論上の問題であって、著作財産権および人格権の侵害であるとして、パロディ作者を法的に訴えるのは、錯誤である。
- (5) 芸術家自身が、著作権の尊重を理由に、全然性質の異なる問題に、権利を拡大・誤用し、自由で多様であるべき芸術表現を狭め、結果として、みずからの表現領域を法的に制約させることになる事態を危惧する。

なお、著作権法の該当項目(旧法第三〇条第一項第二)「自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用スルコト」、および新法第三十二条は、現代芸術において盛んにおこなわれている種々の合成・転用技法に対するものとしては、時代おくれで極めて不備であり、これを機会に、最近の動向に照らして明確に改正されることを要望する。

昭和五十一年十二月六日

美術評論家連盟

会長 岡本謙次郎